加温設備を有する施設園芸農家の皆さまへ　　令和5年5月10日

～原油価格・物価高騰対策支援事業(市単事業)のご案内～

新発田市では、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等による肥料価格・光熱動力費等の高騰により、大きな影響を受けている加温設備を有する施設園芸農家等に対し、農業経営の下支えとなる支援をします。

補助対象者

・申請日まで継続して**イチゴ、チューリップ、バラ等**を栽培する施設園芸を営み、かつ、引き続き、出荷する個人（新発田市内に住所を有する者に限る。）又は法人（新発田市内に主たる事務所を有する者に限る。）

補助内容

・出荷を目的として、**イチゴ、チューリップ、バラ等**を生産する加温設備を有する施設園芸に対し、肥料価格・光熱動力費等の高騰によるかかり増し経費の一部を支援。

・施設園芸農家1件当たり、25,000円/10a　上限20万円

申請期間・方法

・令和5年5月10日から令和6年3月15日まで

※JA北越後部会員はJAを通じて申請
※その他農業者は、郵送又は窓口申請

必要書類

（1）申請書兼実績報告書
（2）直近の出荷実績等がわかる資料
（3）その他市長が必要と認める書類

※市ホームページにて事業内容を掲載しておりますのでご確認ください。
※本事業の補助金については、申告時に雑収入として処理をお願いします。

○本事業に関する問い合わせ先

新発田市農林水産課生産振興係　☎0254-33-3108　FAX:0254-33-3930
JA北越後青果物集出荷センター（園芸振興課）　☎0254-41-0770　FAX:0254-41-0773